

(写)

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県医政関係主管部局担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（注意喚起）

標記については、「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（回答）」（平成 15 年 9 月 9 日付け医政医発第 0909001 号厚生労働省医政局医事課長通知）にあるとおり、検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、柔道整復師が施術所において実施したとしても、直ちに関係法令に反するものではないとしているところですが、診療の補助として超音波検査を行うことは、柔道整復の業務の範囲を超えるものと解しております。

しかしながら、柔道整復師が超音波画像診断装置に関する画像の読影力不足などにより、施術に関する適切な判断がなされず、患者に健康被害が生じたと思われる情報が寄せられたところです。（別添参照）

柔道整復師の施術に関わる判断に当たっては、外傷の発生機序や患部の状況を的確に把握するとともに、超音波画像診断装置のみならず、徒手検査等による総合的な判断が必要であり、仮に柔道整復術の適応という観点から判断が難しい場合には、医療機関等において診療等を受けるよう患者に対して説明することが重要です。

貴職におかれては、本事務連絡の内容について御了知の上、関係者等に周知、指導方お願いします。併せて、上記のような不適切と思われる事例が確認された場合は、速やかに当課あて情報提供願います。

柔道整復師が超音波画像診断装置に関する画像の読影力不足などにより、施術に関する適切な判断がなされず、患者に健康被害が生じたと思われる事例（１）

《骨折の見逃し？》

[概 要]

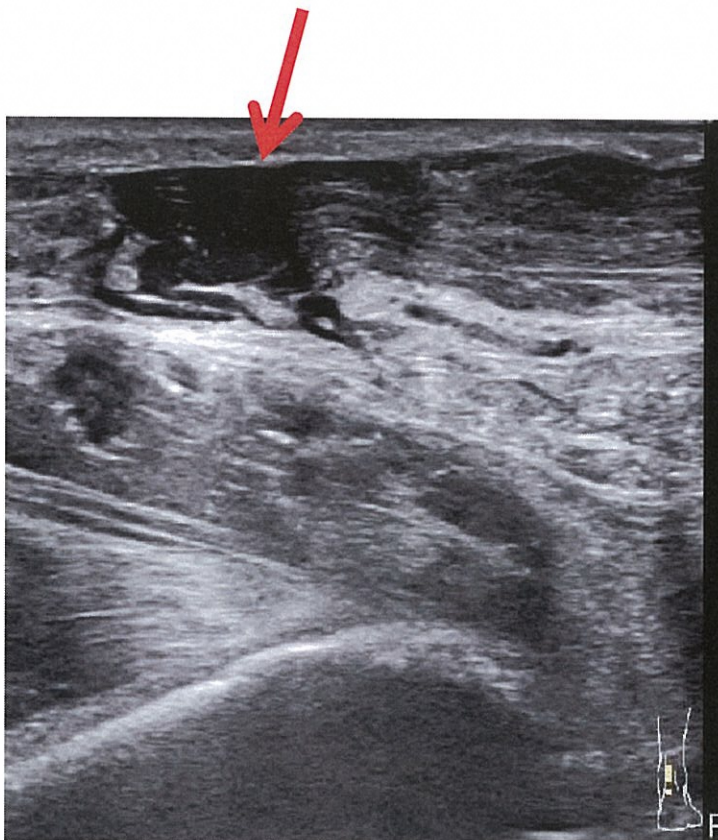
- 幅跳びで踏み切った時足が滑って受傷。  
右下腿痛あり。
- 陸上競技場に帯同していた柔道整復師が  
手当てをし、その後接骨院で施術を受けるが症状増悪するため、受傷から９日後  
に病院受診。
- X線検査で腓骨骨幹部に骨折を認めた。



柔道整復師が超音波画像診断装置に関する画像の読影力不足などにより、施術に関する適切な判断がなされず、患者に健康被害が生じたと思われる事例（2）

### 《アキレス腱断裂の見逃し？》

- 〔概 要〕
- 転倒受傷
  - 整骨院で捻挫と言われ施術を受けるが、悪化し5日目に病院受診
  - アキレス腱断裂と診断



柔道整復師が超音波画像診断装置に関する画像の読影力不足などにより、施術に関する適切な判断がなされず、患者に健康被害が生じたと思われる事例（3）

### 《脱臼の見逃し？》

- [概 要]
- バスケットボールで受傷
  - 整骨院で「突き指」と言われ毎日冷やしていたが、1ヶ月経っても指が動かないので、病院受診
  - 右手小指第二関節背側脱臼と診断（観血整復するも後遺症が残る）



初診時

